

出張就労相談会を開催

がまごおり若者サポートステーションでは、「働きたいけど働けない」「どうすればよいかわからない」など、お悩みの方やその保護者に対し、就労支援を行っています。

今回、田原市にて出張相談会を行います。お悩みの方はぜひご相談ください。

- ▼対象 39歳以下の無業者またはその保護者
- ▼日時 ①6月25日(土) ②8月21日(日) ③10月9日(日) ④12月11日(日) ⑤平成24年2月12日(日) / いずれも午後1時～5時 (一組1時間程度/予約優先)
- ▼場所 田原福祉センター相談室
- ▼申し込み 相談会の前日までに電話またはFAX・Eメールにて (FAX・Eメールの場合は、住所・氏名・年齢・電話番号・希望時間を明記)
- ▼がまごおり若者サポートステーション
- ☎ (0533) 67局3201
- ✉ info@gyss.jp

内閣総理大臣名の賞状を贈呈します

先の大戦において、外地など(事変地の区域、または戦地の区域)に

派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の方(慰労給付金受給者は除く)に対して、その御労苦に報いるため、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

※詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。

- ▼請求期限 平成25年3月31日
- ▼その他 2 ご連絡は、ご本人またはご家族などからお願ひします。

問い合わせ先

- ▼総務省大臣官房総務課管理室 (T) 00-8926 東京都千代田区霞が関2-1-12)
- ☎ (03) 5253局5182
- FAX (03) 5253局5190
- ▼福祉課 ☎ 23局3512 FAX 23局3545

縦覧

都市計画の変更案

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る変更案を次のとおり縦覧します。

▼縦覧期間 6月14日(火)～28日

(火) / 県庁・市役所執務時間中

- ▼縦覧場所 愛知県建設部都市計画課 (県庁本庁舎5階)・田原市役所街づくり推進課(市役所北庁舎2階)
- ▼その他 2 この変更案について、意見のある方は縦覧期間満了の日までに愛知県に意見書を提出することができます。

▼愛知県建設部都市計画課

☎ (052) 954局6515

▼街づくり推進課

☎ 23局3523 FAX 22局3811

税

公的年金から住民税を特別徴収(天引き)します

平成21年度から、公的年金からの市民税、県民税の特別徴収(年金特徴)が始まりました。年金からの特別徴収が開始されても年間税額の納付方法が従来と一部変更になるだけで、年間税負担額が増えるわけではありません。

対象の方

平成22年中に公的年金などの支払いを受け、平成23年4月1日において遺族年金、障害年金などの非課税

の年金を除く公的年金の支払いを受けている65歳以上の方

年金から徴収される金額

公的年金等に係る所得から算出された税額が公的年金から徴収されます。年金特徴対象の方には、市から通知書を送付します(6月中旬発送予定)。特別徴収予定の金額を納税通知書で確認してください。

税務課

☎ 23局3509 FAX 23局0180

特別徴収の納付方法例

①初めて65歳以上に該当する方(昭和20年4月3日～昭和21年4月2日生まれ)

徴収方法	普通徴収 (自分で納付・口座振替)		特別徴収 (年金から徴収)		
	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
納付月					
税額	年税額の4分の1		年税額の6分の1		

②特別徴収2年目以降の方

徴収方法	特別徴収 (仮徴収)			特別徴収 (本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付月						
税額	前年度2月と同額			年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1		